

徳島県告示第三百十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和三年四月一日次の事務を特定非営利活動法人大川原に委託した。

令和三年五月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立佐那河内いきものふれあいの里の設置及び管理に関する条例（平成四年徳島県条例第十九号）第八条の規定による使用料の徴収の事務